

法務省矯総第6956号
平成17年9月29日

各矯正管区長 殿

法務省大臣官房参事官(矯正担当) 室井 誠一

構造改革特別区域法第11条及び第11条の2の規定に基づく監獄法等の特例の運用について

監獄法等の特例措置が規定された構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成17年法律第57号)が本年10月1日から施行されることに伴い、構造改革特別区域法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第292号)が本年9月9日に、法務省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令(平成17年法務省令第91号)が本年9月20日にそれぞれ公布され、また、構造改革特別区域法第11条第1項の法務大臣が定める要件(平成17年法務省告示第483号)及び構造改革特別区域法第11条第1項第7号の法務大臣が定める方法(平成17年法務省告示第484号)が同日告示され、併せて本年10月1日から施行されることとなりました。

構造改革特別区域法(平成14年法律第189号。以下「法」という。)第11条及び第11条の2の規定に基づく監獄法等の特例措置は、行刑施設における施設の警備や被収容者の処遇の一部を一定の要件を満たす民間事業者に委託すること、及び行刑施設内の診療所等の管理を公的医療機関に委託するとともに、地域住民に対する医療を提供するため公的医療機関が診療設備等を利用することが可能となるものでありますが、その運用に当たっては、下記に十分留意の上、その事務処理に遺漏のないように願います。

なお、同法の規定の解説については、別添参考資料のとおり、首相官邸ホームページに掲載されています。

おって、本通知については、内閣官房構造改革特区推進室、警察庁刑事局組織犯罪対策部、財務省主税局及び厚生労働省医政局と協議済みです。

記

第1 法第11条による事務の民間委託について

1. 登録の申請

(1) 申請書の記載

ア 申請は、別紙1の申請書によること。

イ 法務省関係構造改革特別区域法施行規則(平成15年法務省令第22号。以下「規則」という。)第2条第1項第4号の「事務の範囲」については、法第11条第1

項第1号の事務にあつては、「被収容者の着衣及び所持品の検査」、「健康診断」又は「写真の撮影及び指紋の採取」に、同項第4号の事務にあつては、「被収容者の着衣、所持品及び居室の検査」又は「健康診断」にそれぞれ限定して記載することができるものであること。具体的な申請書の記載方法については、後述する登録通知書の記載の例によるものとする。

ウ 法第11条第3項第3号の「役員」には、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含むものであること。

(2) 申請書の提出方法

申請書の提出方法は、持参又は郵送によることとし、電子情報処理組織による申請の対象とはしていないこと。

(3) 受付台帳

ア 登録の申請を受け付けたときは、別紙2の台帳に記載すること。

イ 台帳は10年間保存すること。

(4) その他

ア 事務の範囲を追加する場合には、追加する事務について改めて登録の申請を行うものであること。

イ 規則第2条第1項から第3号までに掲げる事項に変更があった場合（合併又は分割による場合も含む。）には、証明する書類を添付の上届出を求めること。

2. 知識及び能力並びに経理的基礎の判断

(1) 知識及び能力

ア 定款又は寄付行為において申請に係る事務を事業として営むことが目的とされていること。

イ 法第11条第1項第1号及び第4号の「健康診断」については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第44条の規定による定期健康診断を事業者から受託して行った実績があること。

ウ 法第11条第1項第1号の「被収容者の着衣及び所持品の検査」、同項第3号の事務、同項第4号の「被収容者の着衣、所持品及び居室の検査」及び同項第8号の事務については、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の認定を受け、機械警備業務及び常駐警備業務を行う者であり、かつ、警備員を1,000名以上雇用し、これらの者のうちに、警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）の規定による常駐警備業務第1級の検定に合格した者がいること。

エ 法第11条第1項第2号、第5号から第7号まで及び第9号の事務については、役員、職員その他の法人の事務に従事する者のうちに、当該各号の事務を適正かつ確実に遂行するに足りる専門的知識及び技術又は経験を有する者がいること。

(2) 経理的基礎

ア 法第11条第3項第1号の「経理的基礎」については、規則第2条第2項第2号の規定により申請書に添付された貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書の写し及び納税証明書）の内容を審査し、事務を適正かつ確実に遂行するに足りるものか否かを判断すること。

イ 直前3年の各事業年度において、債務超過の状態が2年間継続し、又は3年間連続して経常損失を生じている場合には、事務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的基礎を有しないと判断して差し支えないこと。

なお、高額の設定投資を行った後であっては、これに係る償却負担が損益上発生することとなることから、減価償却率に応じた利益の減少などを勘案して判断して差し支えないこと。

(3) その他

行刑施設の整備・運営事業に係る選定事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業をいう。）を実施するために設立された特別目的会社であって、同法第7条第1項の規定により選定された者については、事務を適正かつ確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有すると判断して差し支えないこと。

3. 欠格要件の判断

(1) 成年被後見人、被保佐人又は破産者に関する欠格要件

ア 法第11条第3項第3号イに該当する事由の有無については、規則第2条第3号の規定に基づき添付された登記簿をもって確認すること。

イ 法第11条第3項第3号の「役員」のうち、登記簿をもって確認することができない者については、必要に応じて、申請者から後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する「登記事項証明書」の提出を求めるほか、当該者の本籍地の市町村あて照会を行い、犯罪人名簿に基づく証明（刑罰等調書）を求めるなどして該当する事由の有無について確認すること。

(2) 刑罰に関する欠格要件

法第11条第3項第3号ロに該当する事由の有無については、同号の「役員」の本籍地の市町村あて照会を行い、犯罪人名簿に基づく証明（刑罰等調書）を求めるなどして確認すること。

(3) 暴力団員等に関する欠格要件

ア 法第11条第3項第3号ハに該当する事由の有無については、規則第2条第1項第2号の規定により申請書に記載された事務所又は事業所の所在地を管轄する警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長等」という。）の意見を聴取すること。

イ 警察本部長等への意見聴取は、別紙3の文書に、登録申請書の写し及び次に掲げ

る事項をCSV形式により記録した磁気ディスクを添付することにより行うこと。

(7) 役員の氏名 (カナ)

(イ) 役員の氏名 (漢字)

(ウ) 生年月日

(エ) 性別

※ 氏名 (カナ) : 半角。姓と名との間も半角1マス空けること。

氏名 (漢字) : 全角。姓と名との間も全角1マス空けること。

生年月日 : 半角で、大正はT, 昭和はS, 平成はHとし、数字は2桁半角とすること。

性別 : 半角で、男性はM, 女性はFとすること。

氏名 (カナ), 氏名 (漢字), 元号, 年, 月, 日及び性別の間をカンマ (,) で区切ること。

(例) 監獄太郎 : 昭和46年1月17日生まれ

「カンゴクヲウ, 監獄口太郎, S, 46, 01, 17, M」

ウ 警察本部長等からは、該当する事由の有無について、別紙4の文書で意見が陳述されること。

なお、警察本部長等が、同号ハに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、矯正管区の長が適当な措置をとることが必要であると認めてその旨の意見を述べた場合には、同条第1項の規定による登録を拒否すること。

4. 登録免許税の収受

(1) 領収証書の貼付

ア 登録免許税法 (昭和42年法律第35号) 別表第1第53号の2の規定により登録を申請する法人は、登録免許税を納める義務があること。

イ 規則第2条第1号から第3号までに掲げる事項に変更があった場合 (合併又は分割による場合も含む。) には、新たに登録の申請を行う必要はないため、登録免許税は課されないものであること。

ウ 事務の範囲を追加するため、追加する事務について改めて登録の申請を行う場合には改めて登録免許税が課されるものであること。

エ 日本銀行歳入代理店 (銀行や郵便局) 又は納税地を所轄する税務署に登録免許税相当額 (150,000円) を現金で納付し、その納付の際に発行される領収証書を別紙1の申請書に貼り付けるものであること (登録免許税法第21条関係)。

なお、印紙納付は認められていないこと (登録免許税法第22条関係)。

オ 登録免許税の納付書の税務署欄は、次によるものであること (登録免許税法第8条関係)。

札幌矯正管区 : 札幌北税務署

仙台矯正管区 : 仙台中税務署

東京矯正管区 : 浦和税務署

名古屋矯正管区 : 名古屋東税務署

大阪矯正管区 : 東税務署

広島矯正管区： 広島東税務署

高松矯正管区： 高松税務署

福岡矯正管区： 香椎税務署

カ 領収証書について、領収日付印の有無、納税者、税務署名、税目及び納付額の確認を行うこと（登録免許税法第25条関係）。

キ 登録を拒否する処分をしたとき又は登録の申請の取下げがあったときは、遅滞なく、別紙5の還付通知書により、申請者の主たる事務所の所在地を管轄する税務署長あて通知すること（登録免許税法第31条第1項関係）。

ク 毎年4月末日までに登録免許税の納付状況について、矯正局長あて報告すること（登録免許税法第32条関係）。

5. 登録

(1) 登録通知書

ア 法第11条第1項の規定により登録をした場合は、別紙6の通知書を速やかに交付すること。

イ 法第11条第1項第1号の事務にあつては、「被收容者の着衣及び所持品の検査」、「健康診断」又は「写真の撮影及び指紋の採取」に、同項第4号の事務にあつては、「被收容者の着衣、所持品及び居室の検査」又は「健康診断」にそれぞれ限定して登録できることとし、登録通知書の「事務の範囲」の記載については、次の例によること。

(ア) 第1号及び第4号の事務のうち健康診断のみを登録する場合

「第1号（健康診断に限る。）及び第4号（健康診断に限る。）」

(イ) 第1号及び第4号の事務のうち健康診断を除くもの、第3号並びに第8号の事務を登録する場合

「第1号（健康診断を除く。）、第3号、第4号（健康診断を除く。）及び第8号」

(ウ) 第2号の事務を登録する場合

「第2号」

(エ) 第1号から第9号までの事務を登録する場合

「第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号」

(2) 登録台帳

ア 登録の審査、登録法人の処分、指導等の管理に資するため、次の事項を記載した別紙2の台帳を作成し、10年間保存すること。

(ア) 登録番号

(イ) 登録法人の名称

(ウ) 主たる事務所の所在地

(エ) 電話番号

(オ) 登録年月日

- (ハ) 事務を行おうとする事務所及び事業場の名称
 - (ニ) 事務を行おうとする事務所及び事業場の所在地
 - (ホ) 事務の範囲
 - (ヘ) 行政処分の状況
- イ 四半期ごとにCSV形式により記録したファイルを更新し、矯正局総務課PFI推進班あて送付すること。なお、上記アに掲げる事項の記載は次によること。
- (ア)：半角3桁とすること。
 - (イ)：全角とし、「株式会社」の記載は省略すること。
(例) 株式会社矯正警備
「矯正警備」
 - (ウ)：全角とし、都道府県から記載すること。
(例) 東京都千代田区霞が関一丁目1番地
「東京都千代田区霞が関1-1」
 - (エ)：半角とすること。
(例) 「03-3580-4111」
 - (オ)：半角で、平成はHとし、数字は2桁半角とすること。
 - (カ)：全角とすること。
 - (キ)：全角とし、都道府県から記載すること。
 - (ク)：法第11条第1項各号の番号を記載すること。半角とし、各番号の間をカンマ(,)で区切ること。
(例) 「1,3,4,8」
 - (ケ)：取消処分があった場合には、その年月日を記載すること。半角で、平成はHとし、数字は2桁半角とすること。

(3) その他

- ア 登録を拒否する処分をした場合は、別紙7の通知書を速やかに交付すること。
- イ 申請から2月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めること。
- ウ 申請者に係る個人情報の取扱いに当たっては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に従った適正な取扱いに努めること。
- エ 特定行刑施設の長が事務を委託する場合にあっては、契約書において委託事務従事者も含めて規則第2条第2項第4号の書類の提出を求め、3(3)の手続を採ること。
- オ 必要に応じ、規則第2条第2項各号の書類の提出を求め、登録要件の有無に付き確認すること。

6. 登録の取消し

- (1) 登録を取り消したときは、別紙8の通知書を速やかに交付すること。
- (2) 委託事務の全部又は一部を停止したときは、別紙9の通知書を速やかに交付すること。
- (3) 警察本部長等から法第11条第3項第3号ハに該当する事由があると疑うに足りる

相当な理由があるため、矯正管区の長が適切な措置をとることが必要であると認めてその旨の意見を述べた場合には、同条第6項の規定により登録を取り消すこと。

第2 法第11条の2の規定による診療所の管理委託について

1. 公的医療機関等の指定

法第11条の2第1項の地方公共団体の「指定」とは、構造改革特別区域を設定する地方公共団体が特定する趣旨であること。

2. 診療設備等の利用

法第11条の2第1項の規定により公的医療機関等に診療設備等を利用させる場合にあっては、施設については、国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第3項の規定による使用許可を行うものであること。

3. 事務又は経理の状況等の報告等

法第11条の2第2項の規定による事務又は経理の状況等の報告は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第1項の規定による報告書その他これに準ずる書類の提出を求めるものとし、必要に応じて行うこと。

年 月 日

〇〇矯正管区長 殿

郵便番号 -

申請者 住所
電話番号 () -
法人の名称
代表者の氏名

印

登録申請書

構造改革特別区域法第11条第1項の登録を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

1 (ふりがな) 名 称	-----											
2 (ふりがな) 代表者氏名	-----											
3 主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 電話番号 () -											
4 事務を行おうとする 事務所の名称												
5 事務を行おうとする 事務所の所在地	(郵便番号 -) 電話番号 () -											
6 事務を開始しようとする年月日	平成 年 月 日											
7 委託を受けて行おうとする事務の範囲												
※ 審 査	登録免許税	財務諸表	納税証明書	定款・寄付行為	住民票写し	名簿調査	欠格審査	警察本部照会	名簿登録	登録通知	※責任者(職氏名)印	
※登録番号					※登録年月日					※受付番号		

登録免許税領収証書はり付け欄

(別紙2)

_____ 矯正管区

(平成〇年〇月〇日 現在)

受付 番号	登録番号	主たる事務所の所在地	電話番号	申請日	行政処分の状況	備考
	法人名	事務を行おうとする事務所及び事業場の名称		登録日		
	事務の範囲	事務を行おうとする事務所及び事業場の所在地		登録取消等日		
例	〇〇〇	〒***-**** 東京都〇〇区・・・	**-***-****	H00.00.00		
	〇〇〇	〇〇事務所		H00.00.00		
	1, 3・・・	〒***-**** 〇〇県〇〇市・・・		H00.00.00		
1						
2						

(別紙3)

○管総第 号
平成 年 月 日

警視總監又は
○○県警察本部長 殿

○○矯正管区長

構造改革特別区域法第11条第1項の登録の申請者に関する意見聴取について

平成17年9月29日付け警察庁丁暴発第44号・法務省矯総第6955号申合せにつき、別紙の者に関する構造改革特別区域法第11条第3項第3号ハに該当する事由の有無について、意見を聴取します。

〇〇〇〇第 号
平成 年 月 日

〇〇矯正管区長 殿

警視総監又は
〇〇県警察本部長

構造改革特別区域法第11条第1項の登録の申請者に関する意見について

<該当する事由がない場合>

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇管発第〇〇号により意見聴取を受けた件については、構造改革特別区域法第11条第3項第3号ハに該当する事由があるとは認められません。

<該当する事由がある場合>

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇管発第〇〇号により意見聴取を受けた件については、下記のとおり意見を提出します。

記

登録の申請者である〇〇〇〇については、構造改革特別区域法第11条第3項第3号ハに該当する事由があると認められる。

○管総発第 号
平成 年 月 日

○○税務署長 殿

○○矯正管区長

還 付 通 知 書

登録免許税法第31条第1項の規定により通知します。

登 記 の 区 分	特定行刑施設に係る事業者の登録 (別表第1第53号の2)
申請書受付の年月日及び番号	平成 年 月 日 受付第 号
還 付 金 額	金150,000円
還 付 原 因	1. 却下 2. 取下げ
還付原因の生じた日	平成 年 月 日
収 納 機 関 の 名 称	領収証書 (銀行 郵便局 支店 税務署)
申請人の名称・主たる事務所	
納 税 地	※ 各矯正管区の所在地
希 望 す る 還 付 場 所	(支店) 銀行 郵便局 口座
備 考	

平成 年 月 日

(法人の名称)

(代表者氏名) 殿

〇〇矯正管区長

登録通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出された申請については、下記のとおり構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第11条第1項の規定に基づく登録をしましたので、通知します。

記

- | | |
|----------|-------------|
| 1. 登録日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 2. 登録番号 | 〇管第〇〇号 |
| 3. 事務の範囲 | |

平成 年 月 日

(法人の名称)

(代表者氏名) 殿

〇〇矯正管区長

登録拒否通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出された申請については、下記の理由により、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第11条第1項の規定に基づく登録をしないこととしましたので通知します。

なお、この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます。

記

<例>法第11条第3項第〇号に該当しないため

平成 年 月 日

(法人の名称)

(代表者氏名) 殿

〇〇矯正管区長

登録取消通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇管第〇〇号の登録については、下記の理由により、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第11条第6項の規定に基づき取り消しましたので通知します。

なお、この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます。

記

<例1>不正な手段により法第11条第1項の登録を受けたため

<例2>法第11条第3項第〇号に該当しないこととなったため

<例3>法第11条第〇項の規定（に基づく命令）に違反したため

<例4>法第11条第5項の規定による指示に違反したため

平成 年 月 日

(法人の名称)

(代表者氏名) 殿

〇〇矯正管区長

停止命令書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇管第〇〇号の登録については、下記のとおり、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第11条第6項の規定に基づき委託事務の全部（一部）を停止しましたので通知します。

なお、この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます。

記

1. 理由

2. 事務の停止の範囲

3. 停止期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで